

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、下記の都市計画の変更に関する案の作成について公聴会を開催するので、静岡県都市計画公聴会規則（昭和44年静岡県規則第55号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年5月12日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

1 都市計画の種類及び名称

東駿河湾広域都市計画道路 3・4・11号西間門新谷線

2 公聴会において意見を聞こうとする原案の概要

交通の安全かつ円滑な通行を確保するため、本案のとおり変更する。

3 公聴会の日時、開催場所及び原案の閲覧期間等

開催日時	開催場所	原案の閲覧場所	原案の閲覧期間
令和5年5月26日（金） 午後2時から	清水町役場 3階大会議室 （駿東郡清水町堂庭210番地1）	静岡県交通基盤部都市局 都市計画課、清水町都市 計画課	令和5年5月12日（金） から 令和5年5月19日（金） まで

4 原案の閲覧の補足

(1) 原案の閲覧場所の住所

静岡県交通基盤部都市局都市計画課（静岡市葵区追手町9番6号）

清水町都市計画課（駿東郡清水町堂庭210番地1）

(2) 原案の概要

原案の概要は、静岡県交通基盤部都市局都市計画課のホームページで閲覧可

※ホームページアドレス

<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/toshikeikaku/1049266/1003591/index.html>

5 公述の申出手続

(1) 公述申出書提出方法

公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書（別記様式第1号）に必要事項を記載し、別紙に意見の要旨及びその理由を記載したものを添付して、静岡県交通基盤部都市局都市計画課に郵送又は持参にて提出すること。

※公述申出書の様式は、上記の都市計画課ホームページでダウンロードできる。

(2) 公述申出締切日

令和5年5月19日（金）午後5時15分必着

(3) 公聴会における公述

公述申出書を提出した者は、公聴会に出席して、事前に提出した書面の内容に準拠して意見を述べる

ことができる。ただし、同種の意見を有する者が多い場合は、人数及び時間を制限することがある。

#### 6 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日会場に直接来場するものとし、先着順に会場の定員まで受け付ける。

#### 7 公聴会の中止

公述申出締切日までに公述の申出がなかった場合は、公聴会を中止する。公聴会開催の有無については、令和5年5月22日（月）以降に下記9に問い合わせのこと。

#### 8 新型コロナウイルス感染拡大防止対策

##### (1) 公聴会の開催の中止及び開催方法の変更

今後の感染拡大状況等をふまえて、公聴会の開催中止又は開催方法の変更を行う場合がある。

##### (2) 開催する場合の感染予防への配慮

公述人及び傍聴者には、マスクの着用及び入室時のアルコール消毒に御協力いただく。

#### 9 問い合わせ先

静岡県交通基盤部都市局都市計画課

(〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 電話番号 054-221-3062)

## 公述申出書

次の都市計画の原案に対し下記のとおり意見を述べたいので申し出ます。

1 都市計画の種類及び名称

東駿河湾広域都市計画道路 3・4・11号西間門新谷線

公述申出日 令和 年 月 日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川 勝 平 太 様

記

公述申出者 住 所  
電話番号  
(ふりがな)  
氏 名

2 代理人による意見陳述の有無

有 無	有の場合、その理由
有・無 ※どちらかを ○で囲む	

代 理 人 住 所  
電話番号  
(ふりがな)  
氏 名

3 文書による意見陳述（職員代読）の有無

有 無	有の場合、その理由
有・無 ※どちらかを ○で囲む	

4 意見の要旨、理由 別紙のとおり

5 意見を述べるのに要する時間 約 分

6 その他 意見を述べるに当たり、使用したい機具があるときは、事前に申し出てください。  
なお、会場等の都合により、使用できない場合があります。

注意点「意見の要旨、理由」の記載要領

- (1) 要旨、理由は 800 字以内にまとめてください。
- (2) 楷書で明瞭に記入してください。
- (3) 意見を述べるのに要する時間については、文書による意見の提示の場合も記入してください。